

「サッポロ割」事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、特に大きな打撃を受けた観光産業の早期回復を図るため、市内における宿泊を伴う商品等を造成・販売する旅行会社や宿泊事業者等に対し、予算の範囲内において、宿泊代金等からの割引額を支援金として交付する「サッポロ割」事業を実施することとし、その支援金については、本要綱の定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 札幌市（以下「市」という。）から市内宿泊促進キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）業務を委託された事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(対象事業者)

第3条 対象事業者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所」を営む者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者は除く。

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

(2) 北海道内に営業店舗がある旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者

(3) 日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり、相応の実績を持つと認められる者

(4) 対象事業者として事務局が適当と認める者

2 対象事業者は、本要綱及び「サッポロスマイルクーポン」事業実施要綱（以下「クーポン要綱」という。）を遵守し、事業を適切な管理のもとに行うことができる者でなければならない。また、過去の同類の事業に対象事業者として登録していた場合、当該事業を適切に実施した者でなければならない。

3 対象事業者は、市が事業の中止又は一時停止を行った場合や、事業の対象となる都道府県等の範囲を変更した場合、すみやかに対応できる者でなければならない。

(対象事業者の遵守事項)

第4条 対象事業者は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 支援金の交付の対象となる対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれ

にも該当する者であってはならない。

ア 役員等（対象事業者が個人である場合にはその者を、対象事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、対象事業者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (2) 対象事業者は、前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (3) 対象事業者は、当事業により宿泊を利用しようとする者に対して、事前に感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。
- (4) 第5条第6項第1号に該当する場合のキャンセル料を商品の購入者には求めないこと。

（支援金）

第5条 支援金の対象となる商品は、キャンペーンに参加登録した宿泊施設への宿泊が含まれる商品を、別途市が定めた者が購入し利用したものとする。ただし、北海道が定めた「新北海道スタイル」に基づく取組を実施している宿泊施設のうち、感染予防の対策に継続的に取り組むなど、宿泊者に安心してもらえる環境を提供する施設に限る。

2 支援金の金額は3,000円とし、各号の商品に限る。また、支援金の対象となる商品の購入回数に制限は設けない。ただし、連泊の上限については5泊までとする。

- (1) 1人（人泊）当たりの販売価格が5,000円以上の商品とし、他の割引制度と併用する場合は、他制度の割引後の価格が5,000円以上の商品とする。ただし、制度やシステム上の都合により、本事業の支援制度による割引後の価格をもとに他制度の支援額を決定することは排除しない。

- (2) 前号のうち、部屋貸しの販売価格（民泊等）については、1室当たりの販売価格が5,000円以上の商品とし、他の割引制度と併用する場合は、他制度の割引後の価格が5,000円以上の商品とする。ただし、制度やシステム上の都合により、本事業の支援制度による割引後の価格をもとに他制度の支援額を決定することは排除しない。
 - 3 サッポロ割を利用する宿泊者に対しては、クーポン要綱に規定する「サッポロスマイルクーポン」（以下「クーポン」という。）を宿泊のチェックイン時に1人1泊当たり2,000円分を配布する。ただし、部屋単位の販売価格（民泊等）については、1室1泊当たり2,000円を配布する。
 - 4 支援金の対象となる期間は、第7条の規定する交付決定を受けた日から予約・販売されたもののうち、市が別途定める事業実施期間中の利用分とする。
 - 5 支援金の対象となる商品の販売に際しては、本事業であることを明らかにするため、商品名に「サッポロ割」を明記するとともに、本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の額を明記すること。
 - 6 第1項に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。
 - (1) 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を基に、市が事業の中止又は一時停止をした場合
 - (2) 取引先等の関係者への優先販売及び宿泊施設関係者（同居親族含む）の自社施設の予約・利用
 - (3) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
 - (4) 有料会員又は福利厚生会員等、特定の者しか購入できない商品
 - (5) 販売方法等が不明瞭なもの
 - (6) その他、事務局が不相当と認めるもの
- （支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、インターネット申請を原則とするが、インターネット環境が無いなど止むを得ない事情がある場合は、郵送による受付も行うこととし、次の書類を事務局に提出するものとする。

- (1) サッポロ割事業参加登録申請書（様式1）
 - (2) 誓約書（様式2）、委任状（様式6 ※事務局が必要と判断した場合のみ）
 - (3) 口座確認書（様式3）
 - (4) 前号の指定口座通帳の写し
 - (5) 「北海道スタイル安心宣言」の写し
 - (6) その他事務局が必要と認める書類
- 2 前項の規定による書類の提出先は事務局とし、提出期限及び部数については別に定める。

(交付決定額の通知)

第7条 事務局は、内容を審査し、市と協議の上、支援金額を決定し、交付決定通知書(様式4)により電子メールにて通知する。

(進捗状況の確認)

第8条 事務局は、支援金を交付した事業者の進捗状況等を事務局が別途定める方法にて確認することとし、執行状況によっては、市と協議の上、事業者ごとの支援金額を変更することができる。

(報告及び支援金の請求)

第9条 対象事業者は、市と事務局が別途定める期日までに、報告の書類を事務局へ提出しなければならない。様式については、市と事務局が協議の上、別途定める。

2 対象事業者は、前項の報告にあわせて請求書を提出することとし、市が別途定めた期日までに支援金の請求が行われなかった場合、対象事業者は支援金の請求を放棄したものとみなす。

3 事務局は、前項による支援金の請求があった場合は、該当対象事業者の第1項で提出された実績内容と照合し、請求内容を確認しなければならない。

4 事務局は、事業者から第2項の請求以外での精算を求められた場合は、1回に限り請求に応じることができる。

5 対象事業者からの報告及び請求に不備や疑義がある場合、事務局は別途追加で必要な資料を対象事業者に対し求めることができ、事業者はこれに応じなければいけない。

6 前項の資料が事務局の求める期限までに提出されない場合は、対象事業者は当該報告に係る支援金を請求する権利を失うものとする。

(支援金の交付)

第10条 事務局は、前条の規定による適正な請求書を受理した日から、20日以内に対象事業者に支援金を指定口座に支払うものとする。

2 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱の規定に従うこと。

(2) 対象事業者は、サッポロ割事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 対象事業者は、サッポロ割事業に関する帳簿及びすべての証拠書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(4) 市が別途定める期日までに、適正な誓約書を提出すること

(状況報告書及び調査)

第11条 事務局は、必要に応じて対象事業者から報告を求め、又は調査することができる。

(支援金の交付決定の取消し)

第 12 条 事務局は、対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請または不明瞭な販売を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

(支援金の返還)

第 13 条 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業者の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちに支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第 14 条 対象事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第 15 条 この要綱に基づく手続き及びサッポロ割事業の実施に関し、対象事業者が不利益を被る場合であっても、市及び事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのない事項については、市と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。